

指定給水装置工事事業者のみなさまへ 指定の更新制【5年】について

指定給水装置工事事業者の更新制に関する主な内容につきまして、次のとおりお知らせします。

1. 指定の更新制とは

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されます。（令和元年10月1日施行）指定の有効期間は、5年となり、5年ごとに指定の更新が必要になります。

2. 更新制の内容

(1) 有効期間及び更新の受付期間

令和元年9月30日までに指定されている場合の初回更新までの有効期間は、次のとおりです。初回の更新は、有効期間満了日までに申請して下さい。

	指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
①	平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
②	平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
③	平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
④	平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
⑤	平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

(2) 更新手続き

更新要件は、新規指定時と同様です。手続きに必要な申請書及び添付書類も同様になります。

●更新要件：①給水装置主任技術者の選任

②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しないこと

●更新手数料：13,000円

(3) 更新時の確認事項

水道局が参考とするため、更新時に次の4項目の確認を行います。

項目：①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況

②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）

③給水装置工事主任技術者の研修受講状況

④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※更新申請時期については、ハガキにて事前に通知します。

お問い合わせ先 鹿兒島市水道局 給排水設備課 管理指導係
鹿兒島市鴨池新町1-10
TEL 099-213-8521